

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子国際会議場
(2) 所在地	米子市末広町294番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 一部鉄骨鉄筋コンクリート造り及び鉄骨トラス造り 地下1階地上6階立て
(4) 敷地面積	1,128.74平方メートル（国際会議場面積）
(5) 建築面積	1,128.74平方メートル（国際会議場面積）
(6) 開館日	平成10年4月29日
(7) 主な施設内容	国際会議室（スクール型360席、ロの字型275席）、同時通訳ブース4室、映像音響機器（一式）、特別控室1室、スタッフルーム1室
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	<p>米子国際会議場は、国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るため設置されている。</p> <p>市の総合計画では、中心市街地のにぎわい創出を図っており、誘致の専門機関である「とっとりコンベンションビューロー」の活動支援、宿泊施設の確保や運営支援等の受入態勢、アフターコンベンションやまちなか観光の充実に努めるとともに、コンベンションによる直接効果、間接効果を合わせた経済波及効果を促進している。</p>
(9) 施設の現状	<p>国際会議室は、同時通訳ブースを4室備え国際会議に対応できるほか、リアルプロジェクター映像装置を2画面、DLPプロジェクター、併設の広いスタッフルームなど会議をサポートする機能を充実させ、レセプション、展示会などに幅広く利用されている。</p>
(10) 施設の運営状況（令和4年度）の概要	<p>ア 利用許可件数 182件（国際会議場利用件数）</p> <p>イ 利用者数 22,169人（国際会議場利用人数）</p> <p>ウ 利用料金収入額 16,962,290円 （国際会議室、スタッフルーム、特別控室の合計）</p> <p>エ 主な自主事業（米子コンベンションセンターとして実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・演劇ワークショップ</li> <li>・ビックシップコンサート他</li> </ul> <p>オ 管理運営費（支出額の合計）</p> <p>308,306,223円（米子コンベンションセンター全体としての支出額）</p>

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長1人を、これを補佐する者として副館長1人を置く。

### (4) 市が直接行う業務

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

### (6) その他の条件

指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力